令和3年度中国運輸局　地域の観光資源を活用したプロモーション事業　募集留意事項

1．地域の観光資源を活用したプロモーション事業について

・添付資料②【地域の観光資源を活用したプロモーション事業「令和3年度実施方針」】に沿った事業内容としてください。

また、事業の効率的な展開を図るため、「令和3年度中国地方ブロック方針」に合致する事業の提案を期待しております。（なお、対象市場以外においても十分な効果が期待される事業があれば事前相談ください）

なお、以下の点にご留意ください。

①事業の総合化が図られていること

・「エージェント招請事業」「PR ツール作成事業」といった単発の事業よりも、複数事業を連動させるなど、効果的に総合化が図られた事業となっているものが優先されます。

・また、事業の実施時期については、旅行シーズン等との整合性に注意してください。

②広範囲（中国地方全域など）での事業展開が行われること

・可能な限り広範囲での事業展開が行なわれること（少なくとも2県以上にわたる事業）。

・中央事業と地方連携事業との積極的な連携が図られていること。

・事業の実施内容は、中国ブロックの強みを活かすと同時に他ブロックとの差別化を意識すること。

・中国ブロック全体の認知度向上につながる事業。

・その他、広範囲での事業となるよう、統一したテーマにより複数地域からの提案を組み合わせスケールメリットを創出するなど、工夫を凝らした事業

③新たなターゲットに向けてニーズに合った情報・コンテンツを発信する事業

・新たなターゲットに向けて、ニーズに合った中国地方ならではの情報やメニュー・コンテンツを発信する事業

・効果については、定性的な効果より定量的（訪日ツアー人数等）な効果が求められているため、効果が的確に把握できるような事業とすること。

2．地方連携事業の実施報告及び JNTO へのデータ還元について

ＶＪ地方連携事業は、事業終了後、国へ報告書の提出が義務づけられています。報告書には事業全体の内容とその効果等の記載が必須です。また国が1／2を負担する事業については、JNTO へデータを還元するため、当方で指定した形式によるアンケート結果のデータ提出や写真の提出が必要となります。

3．事業種別毎の留意点

（1）旅行会社招請事業

旅行会社招請事業は訪日外国人旅行者の誘客促進を行う上で効果的な手段ですが、第三者から観光旅行をさせているだけではないかなどの誤解を招かぬよう、事業効果が確実に得られるものとしてください。

（2）旅行商品などの共同広告

地域の観光イメージ等とツアー商品の共同広告は、新聞の一面を日本のイメージで埋められる等

紙面の工夫により効果的な成果が期待できます。

市場により様々な事情はありますが、紙面には複数の旅行会社のツアー商品が掲載され、地域の観光イメージの掲載料、企画料等は国・連携先負担とし、商品広告部分は面積比等により旅行会社に応分の負担を求めるなど、効果的な紙面作りが大事になります。（「Japan Endless Discovery」ロゴマークの掲載も必須条件です。）

（3）メディア招請事業

メディア招請事業を行う場合は、必ずTV放映や記事掲載が確実な相手を招請してください。

（旅行会社招請事業も同様ですが、結果的にTV放映や記事掲載、ツアー商品の造成がなされなかった場合は、まさに無駄な国費を支出したことになります。）

（4）広告宣伝事業

広告宣伝事業は「旅行商品との共同広告」が効果的と思われますが、相手国の認知度が低い、特別なイベントがある等の場合行っています。連携事業として経費的に特段の制約はありませんが、訪日外国人旅行者の増加に寄与するような企画力が求められます。

（5）イベント事業

イベント事業は、シンポジウムや商談会の開催と旅行会社やメディアの招請を組み合わせるなど、複合的な事業とすることでより大きな効果が望めます。

経費負担については、イベント等開催経費、招請旅行の交通費、宿泊費等については特に問題ありません。ただし、レセプションや各地域の交流会でのアルコールを伴う飲食等の経費は常識的な範囲内でのみ拠出が可能です。

（6）印刷物等

パンフレット等の印刷物は、企画段階で配布先や使用方法等がしっかりとプランニングされた、対象市場のニーズに合わせた誘客に効果的なものであることが求められます。国内で配布することのみを目的とした印刷物等の作成は原則認められません。